

◆改善事例◆ ミニッツラウンドゴルフ株式会社に対する申入れ

事業者名：ミニッツラウンドゴルフ株式会社（以下「ミニッツラウンドゴルフ」という。）

事業内容：ゴルフ練習場

申入れ対象：ミニッツラウンドゴルフ会則（以下会則という）

申入開始日：2023（令和5）年12月21日

申入終了日：2024（令和6）年8月20日

対象条項と申入れ根拠条文（消費者契約法につき「法」という。）：

約款第6条1項、第6条6項、第10条、第12条、第14条 消費者契約法8条1項1号・3号、9条1項1号、10条、民法548条の4

	Cネット東海の申入れ内容	ミニッツラウンドゴルフの回答（結果）
1	<p>対象条項</p> <p>第6条（スクール入会金・年会費・月会費・参加費・施設使用料・その他運営ルール）</p> <p style="margin-left: 20px;">1 スクール会員は下記に定める諸会費を本法人に納入しなければならない。 入会金：5,400円 月会費：各種定められた金額。また、退会を含むいかなる場合も、入会金、年会費、月会費等諸会費は返却しないものとする。</p> <p>◆申入れ内容</p> <p>上記会則を、消費者契約法9条1項1号10条に適合するように改めてください。</p> <p>◆申入れ理由</p> <p>(1)消費者契約法9条1項1号に違反すること</p> <p>消費者契約法9条1項1号は、消費者契約の解除に伴う違約金等につき、解除の事由、時期等の区分に応じ、事業者が生ずる平均的損害を超える金額を定めている場合は、当該超える部分について無効としています。上記会則6条1項は、消費者が退会を含むいかなる場合も入会金、年会費、月会費等を返金しないと定めているので、消費者契約法9条1項1号の解除に伴う違約金等の定めにあたります。例えば、会員契約が、契約後間もない時期に終了した場合には、貴社に発生する損害は想定できないにもかかわらず、上記会則は、解除の事由や時期等を限定する文言が定められていま</p>	<p>以下の規定に改定された。</p> <p>「スクール会員は下記に定める諸会費を本法人に納入しなければならない。 入会金：7,700円 月会費：各種定められた金額 また、支払われた諸会費は、法令の定め又は本会則の定めがある場合を除き、返還しない。」</p>

せん。したがって、上記会則に従う場合、会員契約が契約間もない時期に終了した場合に、入会金、年会費、月会費等諸会費は一切返金されないこととなりますが、上記会則は、解除事由や時期等にかかわらず一律に返金しないことを定めるものであり、貴社に生ずる平均的損害を超える違約金等を定めるものとして、消費者契約法9条1項1号により無効であることは明らかです。

(2)消費者契約法10条に違反すること

貴社と会員との契約関係は、貴社がゴルフのレッスン等を行う対価として会員が会費を支払うというものですので、民法上の準委任契約類似のものと考えられます。したがって、民法の規定による場合、会員は、会員契約をいつでも任意に将来に向けて解除することができ、また、貴社が受任者の報酬請求権たる会費を請求できるのは、既履行の割合部分に限られるとともに（民法648条3項）、解除の伴う損害賠償の請求も、不利な時期においてやむを得ない事由がないにもかかわらず会員が解除した場合に限られることとなります（民法651条2項）。貴社のゴルフのレッスン等という業務から、サービス期間中での解約による損害の発生は観念できず、貴社は会員が支払済みの会費から未履行分の役務に相当する額を返還しなければならないにもかかわらず（民法703条）、上記規約はそれを制限していますので、貴社の会員規約は民法よりも不利であり、消費者の契約解除権を一方的に制限するものであるといえます。したがって、上記規約は、民法と比して消費者の権利を制限するとともに義務を加重する条項として、消費者契約法10条により無効です。上記条項につき、消費者契約法9条1項1号、10条に適合するように改めてください。

<p>2</p>	<p>◆対象条項</p> <p>第6条</p> <p>6 レッスン開催日は、年間開催スケジュールに基づき開催とするが、所属コーチの試合、スタッフ手配等の影響から変更となる場合がある。その場合、対象会員には事前にメールにて連絡し、振替にて対応となる。(返金は不可)</p> <p>◆申入れ内容</p> <p>上記規約を、民法の規定に沿う形で修正してください。</p> <p>◆申入れ理由</p> <p>消費者契約法10条は、民法等の規定による場合に比して、消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項を無効としています。所属コーチの試合や、スタッフの手配等による変更であれば、貴社の責めに帰することができる事由による債務不履行ですので、民法上、会員は反対給付であるスポーツ指導費用等の支払を拒むことができるにもかかわらず(民法536条1項)、上記会則は、振り替え対応にとどまり、会員への返金をしない旨定めていますので、消費者の権利が一方的に制限されているといえます。したがって、上記規約は、消費者契約法10条により無効と考えますので、改めてください。</p>	<p>以下の規定に改定された。</p> <p>「レッスン開催日は、レッスン開催日1か月前に対象会員に通知するスケジュール表に基づき開催とするが、諸般の事情により変更となる場合がある。その場合、対象会員には事前にメールにて連絡し、振替にて対応となる(なお、当該変更が当法人の責めに帰さない事由により生じた場合には、対象会員は当法人に返金を求めることができない。)</p>
<p>3</p>	<p>◆対象条項</p> <p>第10条(本法人の損害責任の免除)</p> <p>本法人は本法人の主催するスポーツ・文化事業及びイベントにおける人的・物的事故について一切の損害賠償責任を負わないものとする。</p> <p>1 会員は、自己の責任と危険負担において活動に参加するものとする</p> <p>2 本法人は会員が活動参加中に生じた盗難・損害等の事故については、一切の責任を負わないものとする。駐車場で事故も同様とする。</p> <p>3 会員は、自己の健康管理に基づいて本法人の活動に参加するものとし、疾病の発生、悪化、その他健康上の傷害</p>	<p>以下の規定に改定された。</p> <p>「本法人は、本法人の主催するスポーツ・文化事業及びイベントにおける人的・物的事故について、本法人の故意又は過失による場合を除き、一切の損害賠償責任を負わないものとする。」</p>

4	<p>を生じた場合でも、本法人は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>◆申入れ内容 上記条項につき、消費者契約法8条1項1号・3号に適合するように改めてください。</p> <p>◆申入れ理由 上記条項も、貴社の責任で、会員に傷害等が発生した場合にも、消費者の貴社に対する債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を認めない趣旨と解されます。これは、同じく事業者の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を免除する条項の無効について規定した消費者契約法8条1項1号・3号に反します。 よって、上記条項につき、消費者契約法8条1項1号・3号に 適合するように改めてください。</p> <p>◆対象条項 第12条（保険）（抄） 打ちっぱなし施設利用会員は保険適用外となるため自己責任において活動し、事故発生時も、一切クラブは責任を負わない。</p> <p>◆申入れ内容 上記条項につき、消費者契約法8条1項1号・3号に 適合するように改めてください。</p> <p>◆申入れ理由 上記条項も、貴社の責任で、会員に傷害等が発生した場合にも、消費者の貴社に対する債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を認めない趣旨と解されます。これは、同じく事業者の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を免除する条項の無効について規定した消費者契約法8条1項1号・3号に反します。 よって、上記条項につき、消費者契約法8条1項1号・3号に 適合するように改めてください。</p>	<p>以下の規定に改定された。</p> <p>「スクール会員はクラブの指定する「スポーツ保険」に加入しなければならない。 打ちっぱなし施設利用会員は、保険適用外となるため自己責任において活動し、事故が発生した場合、本法人は本法人の故意又は過失によるときを除き、一切の損害賠償責任を負わないものとする。」</p> <p>以下の規定に改定された。</p>
---	--	---

5	<p>◆対象条項</p> <p>第14条（本会則の改正） 本会則の改正、変更は本法人がこれを行い、入会案内時およびクラブ施設に掲示するものとする。</p> <p>◆申入れ内容</p> <p>上記条項につき、民法548条の4に適合するように改めてください。</p> <p>◆申入れ理由</p> <p>上記規約は、貴団体が会員に不利となる規約変更を行った場合においても、その変更は、変更前に契約した会員の同意なくして変更を可能とするものです。</p> <p>そもそも、民法においては、①定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき、②定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときにおいてのみ、個別に相手方と合意することなく契約内容を変更できるとしてあります（民法548条の4第1項）。</p> <p>しかも、前項の定型約款の変更にあたっては、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならないうえに（民法548条の4第2項）、効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じないとされています（民法548条の4第3項）。</p> <p>従いまして、上記会則は、同条に違反するものですので、民法548条の4に適合するよう、改めてください。</p>	<p>「本法人は、本会則を変更することができるものとする。ただし、本会則の変更にあたり、法律上会員の同意が必要となる場合、本法人は会員の同意を得た上で本会則を変更するものとする。</p> <p>本法人は、本会則が変更された場合、会員に対し、その入会案内時及びクラブ施設内に掲示する方法により通知するものとする。」</p>
---	---	--